

ARAKUSA

 あらくさ

ささえよう 広げよう みんなの力で—

名古屋法律事務所
友の会ニュース

2023.8
No.124

TAKE FREE

特集

第41回友の会総会

特集

のりちゃんのノリノリ憲法
憲法9条ってなあに??

事件報告

安保訴訟判決
年金訴訟判決

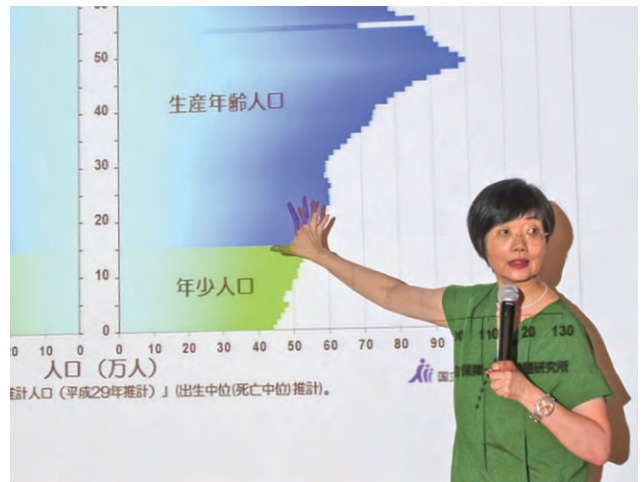
トピックス

みどり事務所オープン

「日本」ってどんな国？

講師 東京大学大学院教育学研究科教授 本田 由紀さん

～ヤバい日本をあぶり出す～



また、コロナ禍

前に低収入だった世帯ほど、収入の減少幅が大きく、生活必需品の購入にも支障を来すようになり、家庭内でのめめ事も増え、メンタル面により大きなダメージを受けています。格差が更に広がってしまいました。

そして、コロナ禍による生活格差が教育格差に直結し、子ども達の学習格差も広がってしまいました。

コロナ禍を経て、社会に問題が山積していることが浮き彫りになっています。不遇な状況の人々(主に男性)による暴力と犯罪も続発し、最近では闇バイトとみられる犯罪も多発して、課題解決は待たない状況です。

コロナ禍以前からの日本社会の問題

こうした社会の問題は、バブル崩壊後の30年間に徐々に進んできたものが、コロナ禍によって一挙に顕在化したと捉えられます。

かつての高度経済成長からバブル経済へと続く日本社会では(1960年代から80年代)、仕事↓家族↓

教育↓

仕事という

非常に太い資源

の流れが一方向に回り

続けるという「戦後日本型

循環モデル」が形成されていま

した。父が仕事で稼いだ賃金を家庭に送り、母がその金で家庭を維持しつつ子どもの教育の面倒を見て、子どもは教育を経て新たな労働力となり、新卒一括採用によって企業

これまでも「戦

後日本型循環

モデル」は

破綻しました。

雇用の不安定化

により未婚化、晩婚

化が進み、子どもの

教育費の負担も増し、

これが少子化の大きな

要因となりました。

これに対し、日本政府

は、「戦後日本型循環モデル」に頼って本来の役割(セ

ーフティネット)の充実や教

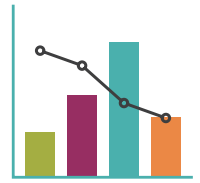
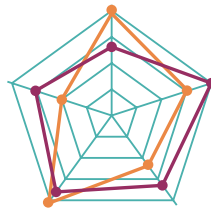
育への投資)を放棄していた

のですが、予算を言い訳にセ

コロナ禍がもたらしたもの

7月22日、第41回友の会総会が行われました。その記念講演の内容を抜粋してお伝えします。

コロナ禍は、生活困窮の多様化(老若男女を問わずあらゆる層に困窮が広がる)と日常化(困窮状態が継続して脱却できない)をもたらしました。実質賃金は下がり続け、困窮者のための食糧支援の列にこれまで並んでいなかった層まで並ぶようになり、その数自体も増え続けています。



「フティネット」を切り下げる有様で、問題の解決に当たろうとはしませんでした。現在の日本社会が抱える問題の最大の責任は、「男は外で仕事・女は家庭で育児と介護」という固定化を「日本型福祉社会」として押しつけ、自らの責任を放棄してきた自民党政治にあります。

家族・仕事・教育 それぞれの変化

まず、家族の分野では、急激な少子高齢化が進み、人口が減少し、単身世帯が増加し、貧困率が上昇しています。共働き化が進み、子育ての外部化を必要としています。政府の施策や支出が薄い中で、家族外の子育て資源は不足しています。これにより家族の余裕がなくなる中で、家族関係の破綻も増加しています。

次に、仕事の分野では、経済成長率や競争力が低下し、賃金が上がらず長時間労働も改善していない中で、「やりがい搾取」とも言うべき状況まで生まれています。高スキル労働者が必要とされているのに、実際には非正規依存が拡大し、雇用形態間・性別間の賃金格差が温存されています。

そして、教育の分野では、これまでは時期によって変動が見られた

「垂直的序列化」と「水平的画一化」が、いずれも強力に推進されるようになりました。それらは児童・生徒の中に出身家庭の社会階層に基づき格差化と排除・抑圧を生み出しています。不安定化・格差化する家族と、要求水準が高まる仕事の狭間で、学校と教員は過重な負担と資源の欠如のもとで疲弊しています。



現状をどう乗り越えるか

この絶望的な現状を解決する方向性は、「戦後日本型循環モデル」とは異なる新たな社会モデルの構築です。これまでは一方だった流れを双方方向のものとし、ワークライフバランスや男女共同参画を推進し、学校や保育が家族の負担を軽減することで、家族間の格差の連鎖を教育で防ぎ、教育の職業的意義を高め、仕事に就いてからも必要に応じて教育を受けられるようにすることで、仕事・家族・教育の各分野の資源を回復・増大させ、いざという時のセーフティネットを充実させるのです。

……感想……

本田さんの肩書きから連想していた講演の雰囲気とはまるで異なり、エネルギーシユな内容に圧倒されました。また、政府が本来の責任を果たしていないために日本社会が壊れていっているという怒りが話の

友の会 幹事

【三役】

会長 牧野 浩
副会長 植村 寛郎
大井 文二
鈴木 孝昌
事務局長 石原 愛子

【会計監査】

木村 美知
【顧問】
太田 義郎 倉元 孝幸

【幹事】

飯田 哲也	石原 愛子	板倉 浩幸	伊藤 良孝	植村 寛郎
植木 日出男	梅北 政義	大井 文二	太田 義郎	大西 龍吉
岡田 エツ子	川合 一成	影山 一郎	木村 美知	久野 賢一
小林 純	最賢 猛	佐竹 康弘	島田 秀年	杉本 恒
谷藤 賢治	塚本 時夫	服部 守延	原田 隆	坂野 逸朗
堀 恵子	牧野 浩	松本 茂満	森 雅欣	森田 茂
				山下 立雲
				倉元 孝幸
				鈴木 孝昌
				鈴木 孝昌
				藤井 茂
				藤井 将俊
				館 克典

弁護士

吉川 哲治

よしかわ てつじ



端々から感じられ、私自身もその怒りを共有するとともに、解決の道筋が示されたことで、その怒りの矛先を示されたように思います。2時間があつという間に過ぎた、とても中身の濃い講演会でした。

※幹事の井上 勲さんが今期退任されました。今までありがとうございました。 ※幹事の伊藤 明さんが昨年8月2日にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

憲法9条ってなあに??

のりちゃんの

ノリノリ憲法!



のりちゃん

ねえ! M先生。最近、ロシアによるウクライナへの軍事侵襲や、北朝鮮のミサイル発射とかがあって、「国を守るために今のままで良いのか」という声も聞くし、政府が「敵基地攻撃能力」とか「軍事予算を2倍に」とか言っているでしょ? 友達と話をしていても、「9条は守らなくちゃ」とか「攻められたらどうするの」とかいろいろな意見もあって、分からない事が沢山あるんだ。

なるほど。のりちゃんは、憲法9条ってどんな条文か知ってる?

ネットで調べるからちょっと待ってー!

日本国憲法 第二章 戦争の放棄
第九条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

① なんか難しい言葉だけど、要するに、日本は戦争をしない、そして戦争するための軍隊も持たないってこと?

M そうだね。そのとおりだね。

② じゃあ、9条はどうして出来たの?

M 話は、日中戦争から第2次世界大戦まで遡るよ。

第2次世界大戦前の日本は、戦艦大和やゼロ戦の戦闘機に象徴されるように、軍事大国だったんだ。中国大陸や朝鮮半島に軍隊を派遣して侵略し、こ

れを批判したアメリカや国際連盟に反発して、国際連盟を脱退し、アメリカにまで戦争を仕掛けて、東南アジアや南太平洋地域まで軍隊を進めて、無謀な戦争を進めていったんだよ。

① なんでそんな無謀な戦争をしちゃったの…?

M 戦争では「アジアの解放」とか「大東亜共栄圏」というもつともらしいスローガンを掲げていたんだよ。でもね、結局はアジアの国々にも世界にも理解されなくて、他国民の立場、日本と相手国との軍事力の冷静な判断も出来ずに突き進んだ戦争だったから、日本国民とアジアの人々に大変な被害をもたらすという悲惨な結果に終わったんだ。

② なんて勝手な…

M 戦争末期には、東京や名古屋、大里力の無差別爆撃によって何万人という女性やお年寄り、子どもも含む一般市民が犠牲になったし、広島・長崎には原子爆弾まで投下されるなど想像を絶する被害も起きて、ようやく日本は無条件降伏することになったんだ。日中戦争から第2次世界大戦による死者は、日本人が310万人、アジアで2000万人と言われているよ。

③ 酷い…。

M なぜ9条が出来たか、というところに戻るんだ

けど、戦争で310万人を超える人命が失われ、都市は焼け野原になり、アジアの人々にも大きな犠牲を強いる事になり、国民は誰もが、もうこりごりだ、二度と戦争はしたくないと思っただ。それで、戦争が終わってからは、戦争後の再出発にあたって、戦争は二度としないという誓いを立てようという事になったんだ。

④ 大事な誓いだね。

M 加えて、日本を占領した第2次世界大戦の戦勝国であるアメリカを中心とする連合国が、日本の新しい憲法を作るにあたって、日本が二度と戦争を起こさないようにするために、徹底した平和国家にしなければならぬと考えたんだ。それで、再軍備の禁止と、戦争の背景となった人権無視の政治を繰り返させないために、徹底した人権の保障を盛り込むことにしたんだよ。後者の点は前回取り上げたね。

⑤ そんな背景があったんだね。

M 日本国民も、親兄弟を戦争で亡く





したり、空襲で焼け出されたり、軍人が威張って、批判的な意見を言ったら投獄されるような生活を強いられていたから「戦争放棄と軍隊を持たない」には諸手を挙げて大賛成だったんだ。

② そっかあ。そういえば、憲法では「軍隊を持たない」はずだから、自衛隊があるのは憲法に反しないの？

M そうだね。9条をみると、全ての軍備が禁止されているようにも思えるよね。だから、自衛隊は憲法違反だよ。

① そう。でも一方で、自衛隊がなかったら、もしもウクライナみたいに日本が外国から攻められたときに、自分たちの国を守るのかな？とか心配だよ。自衛隊は、国を守るための組織だし、災害時に救援活動をしてくれたりするから、その活動自体は歓迎されてるよね？

M そうだね。平和外交に力を入れることは大前提として、現実の問題として、憲法9条のもとで、日本の国土と国民を外国の武力行使からどうやって守るのか、という問題があるね。

② 残念だけど、9条を印籠のように掲

げるだけじゃ難しそうだからね。

M そうだね。さて、9条が放棄したとする「戦争と武力」とは何かについて、様々な解釈が展開されてきたんだよ。安倍内閣になる前の歴代の政権は、9条は他国による日本に対する一方的な武力行使があったときに、国を守るために武力を行使する事までは禁止していない、そのための武力の保持も禁止されていない、という考え方を基本的には採っていたんだよ。



② なるほど。

M この考え方によれば、具体的な制限の基準として、「自衛のための戦力」を保持するとしても、それは「他国の国土を攻撃するための武力」は許されないんだ。国土防衛である「専守防衛」に限り、また戦力についても「自衛のための必要最小限度の戦力」に限られると限定して解釈していたんだよ。

① うーん。日本の国土を守るための戦力ってことだけど、「攻撃こそ最大の防衛」とか言い出す人もいるんじゃないかな？

M そうかもじゃないね。でもね、この考え方だと、「自衛権」というのは、あくまでも日本に対する直接的な攻撃があったときに発動するという「個別的自衛権」に限られるんだ。だから、日本と関わりのある別の国に対する攻撃に反撃する「集団的自衛権」の行使は許されないっていったんだよ。

個別的自衛権と 集団的自衛権の違い



② あくまでも日本が直接攻撃を受けなければ「必要最小限の戦力」というのはどの程度なの？

M 「自衛のための最小限の武力」だから、「専守防衛」と矛盾する航空母艦とか、長距離爆撃機、長距離弾道ミサイルなどの攻撃的兵器の保持は許されない、と考えていたんだ。

② そっか。じゃあ9条があるからこそ日本は平和でいられるし、9条があっても、日本は守られるから安心だね。

M そうとは限らないんだ。安倍内閣以降ここ数年、政権が「専守防衛」のタガを、とり払ってしまうような様々な動きを見せていて、9条は危機的状況にあるんだけど、時間が来ちゃったから、この話は、次の機会に話そうか。

② なになに？ 気になる!!

次号は憲法9条のピンチをいっしょに考えよう!!



安民法制違憲 愛知訴訟の 判決を受けて



弁護士 金井 英人
かない ひでひと

年金裁判 舞台は最高裁へ



弁護士 酒井 寛
さかい ひろし

安民法制違憲訴訟は、安民法制の違憲性を訴えて全国22の地域で25の裁判が提訴され、愛知では2018年8月の提訴から4年半にわたり、計221名の原告と41名の代理人で裁判を闘ってきました。しかし、愛知を除く各地方裁判所で敗訴判決が続く、全国的には控訴審に移行していきなり、控訴棄却で上告せず確定している地方もある状況です。そのような中、最後の地裁判決として、2023年3月24日、名古屋地方裁判所1号法廷で判決が言い渡されました。

「政治的信条や信念の意見対立の問題にすぎない」として矮小化したのです。こうした名古屋地裁判決は、憲法判断から目を背けて裁判官としての職責を放棄するものです。安民法制により軍事国化に歯止めがかけられない今、裁判所の役割が最も問われています。

愛知訴訟はその後控訴し、名古屋高等裁判所に係属中です。地裁判決の不当性を訴えて原告団・弁護士ともにさらに奮闘していきますので、ぜひ裁判傍聴など応援をお願いいたします。



2021年3月25日に名古屋地方裁判所において年金裁判の判決が言い渡されました。その概要は、堀木訴訟判決という約40年前の最高裁判決を無批判に踏襲し、年金のような社会保障に関する法律の制定については国会の広い裁量を認めるとした上で、今回の年金減額は「世代間公平の実現」「年金財政の安定化」という理由から、著しく不合理とまでは言えず、憲法違反にはあたらないというものでした。

2021年3月25日に名古屋地方裁判所において年金裁判の判決が言い渡されました。その概要は、堀木訴訟判決という約40年前の最高裁判決を無批判に踏襲し、年金のような社会保障に関する法律の制定については国会の広い裁量を認めるとした上で、今回の年金減額は「世代間公平の実現」「年金財政の安定化」という理由から、著しく不合理とまでは言えず、憲法違反にはあたらないというものでした。

私達は、同年4月7日に名古屋高等裁判所に控訴しました。第一審判決を踏まえ、年金受給者のまさに「生存に関わる」年金減額の違憲性を判断するにあたっては、国会の広い裁量を認めるのではなく、厳格に審査すべきこと、そして「世代間公平の実現」等というマジックワードを無批判に受け入れるのではなく、その内実を吟味すべきこと、さらに、少なくとも「既に生活保護基準を下回る金額の年金」をさらに減額することは憲法25条に違反すること等を主張しました。

しかし、本年2月22日に言い渡された控訴審判決でも、国会の広い裁量を認めた上で「世代間公平の実現」等のマジックワードを多用し、今回の年金減額が憲法違反ではないと判断しました。

当然のことながら、私達は最高裁判所に上告をいたしました（本年3月6日）。最高裁判所に対し「国会の裁量」に逃げるのではなく、事実を踏まえ「正面から憲法判断をする」ことを求めていきます。誰もが人間らしい老後を過ごすための当たり前の権利が認められるよう、これからも闘いを続けます。

税金講座

マイホームを
買ってからの
売るまでの税金

買う

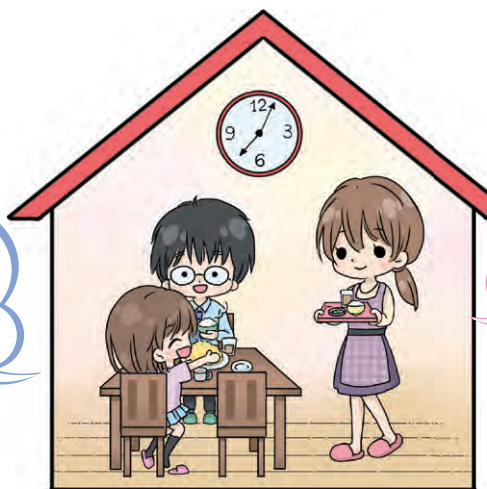
マイホームを
購入した時
不動産取得税
＜都道府県＞

建築・購入金額ではなく固定資産税評価額が基準となり、一定の場合は減額があります。また、ローンを組んだ場合等は所得税の控除ができる場合もあります。

売る

マイホームを
売った時
ケースによっては
譲渡所得税

ケースによっては確定申告が必要となり、所得税を納めなければなりません。



住む

マイホームに
住み始めたら
固定資産税
＜市町村＞

その年1月1日の所有者に対し4月～6月に通知書が届き、一括又は分割して納めます。一定の場合は減額されることもあります。

詳しくは
税理士法人なごや経理
税理士 西村・丸山・小鹿 まで
TEL 052-451-7747
FAX 052-451-7748

課税の仕組みの詳細は、行政のリーフレット・HPなども参考になります！



税理士 西村 匡史
にしむら まさふみ

トピックス
TOPICS

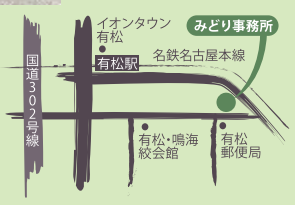
みどり事務所OPEN!

4月3日、名古屋市緑区有松の旧東海道沿いに、「みどり事務所」を開所しました。2019年から毎月開催の「有松・鳴海校友会 無料法律相談会」は予約がすぐに埋まってしまいう状況で、より地域の皆様に貢献するため、常設の事務所を開くこととなりました。民家を改装したアットホームな雰囲気、どなたでも気軽に相談しやすい法律事務所を目指していきます。友の会のみなさまはぜひ、有松の街並み散歩のひと休みに立ち寄りください。

(弁護士・金井 英人)



住所/名古屋市緑区有松3131番地
TEL/052-629-0070
アクセス/名鉄有松駅より徒歩7分
駐車場/あり



みなと事務所
新体制



みなと事務所は、4月から加藤、兼松、小宮の弁護士3名体制となりました。あわせて事務局1名の定年退職に伴い本部から事務局1名も異動しました。兼松は初めての、小宮は再びのみなと事務所勤務となります。

来年開設10周年を迎えますが、ますます地域に根ざした法律事務所として皆さまのお役に立てるよう、新体制でのスタートを契機に改めて所員一同協力しあって頑張りたいと思います。

(弁護士・兼松 洋子)

お知らせ・ご案内

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

- と き／秋頃(予定)
- ところ／後日ご案内します
- ※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746

ホームページ

名古屋法律事務所 検索

ブログ公開中!

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

【最新ブログ】「隣人トラブル」

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にいなから、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に依頼すべき?とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



友の会企画

弁護士も行く! 桑名さんぽのご案内

- 日 時／10月28日(土) 10時 JR桑名駅集合
- 内 容／朝市「三八市」→昼食→六華苑 ガイド付き→14時 現地解散予定
- 参加費／昼食代・交通費自己負担 約4,000円
- ※申込は名古屋法律事務所へ



「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩
名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所 / 名古屋法律事務所友の会
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所
TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所
TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理
TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所
ウェブサイト



ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

ウクライナ情勢は、混迷を深めるばかりです。逃げまどい、いまだ悲しみの中にいるウクライナ市民の状況を想像すると、暗澹たる気持ちになります。今回の表紙は、愛知県が生産量全国トップクラスのいちじく。古代ローマ・ギリシャでは「幸福、平和、豊かさ」の象徴とされていたそうです。平和への思いを諦めず、日本政府による軍備拡大への動きにはNO!の声をあげたいと思います。まだまだ厳しい暑さが続きます。皆さまどうぞご愛ください。

編集後記